

ガス溶接作業主任者が必要な場合

労働安全衛生法

(作業主任者)

第十四条 事業者は、高圧室内作業その他の労働災害を防止するための管理を必要とする作業で、政令で定めるものについては、都道府県労働局長の免許を受けた者又は都道府県労働局長の登録を受けた者が行う技能講習を修了した者のうちから、厚生労働省令で定めるところにより、当該作業の区分に応じて、作業主任者を選任し、その者に当該作業に従事する労働者の指揮その他の厚生労働省令で定める事項を行わせなければならない。

-◇-◇-◇-◇-◇-◇-◇-◇-

労働安全衛生規則

(作業主任者の選任)

第十六条 **法第十四条**の規定による作業主任者の選任は、別表第一の上欄に掲げる作業の区分に応じ、同表の中欄に掲げる資格を有する者のうちから行なうものとし、その作業主任者の名称は、同表の下欄に掲げるとおりとする。

別表第一 (第十六条、第十七条関係)

作業の区分	資格を有する者	名称
令第六条第二号の作業	ガス溶接作業主任者免許を受けた者	ガス溶接作業主任者

-◇-◇-◇-◇-◇-◇-◇-◇-

労働安全衛生法施行令

(作業主任者を選任すべき作業)

第六条 法第十四条の政令で定める作業は、次のとおりとする。

二 **アセチレン溶接装置又はガス集合溶接装置を用いて行なう金属の溶接、溶断又は加熱の作業**

(定義)

第一条 この政令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 **アセチレン溶接装置** アセチレン発生器、安全器、導管、吹管等により構成され、溶解アセチレン以外のアセチレン及び酸素を使用して、金属を溶接し、溶断し、又は加熱する設備をいう。
- 二 **ガス集合溶接装置** ガス集合装置 (十以上の可燃性ガス (別表第一第五号に掲げる可燃性のガスをいう。以下同じ。) の容器を導管により連結した装置又は九以下の可燃性ガスの容器を導管により連結した装置で、当該容器の内容積の合計が水素若しくは溶解アセチレンの容器にあつては四百リットル以上、その他の可燃性ガスの容器にあつては千リットル以上のものをいう。)、安全器、圧力調整器、導管、吹管等により構成され、可燃性ガス及び酸素を使用して、金属を溶接し、溶断し、又は加熱する設備をいう。

ガス技能講習修了者がガス溶接をする根拠

労働安全衛生法

(就業制限)

- 第六十一条** 事業者は、クレーンの運転その他の業務で、政令で定めるものについては、都道府県労働局長の当該業務に係る免許を受けた者又は都道府県労働局長の登録を受けた者が行う当該業務に係る技能講習を修了した者その他厚生労働省令で定める資格を有する者でなければ、当該業務に就かせてはならない。
- 前項の規定により当該業務につくことができる者以外の者は、当該業務を行なつてはならない。
 - 第一項の規定により当該業務につくことができる者は、当該業務に従事するときは、これに係る免許証その他その資格を証する書面を携帯していなければならない。
 - 職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第二十四条第一項（同法第二十七条の二第二項において準用する場合を含む。）の認定に係る職業訓練を受ける労働者について必要がある場合においては、その必要の限度で、前三項の規定について、厚生労働省令で別段の定めをすることができる。

—◇—◇—◇—◇—◇—◇—◇—◇—◇—

労働安全衛生法施行令

(就業制限に係る業務)

- 第二十条** 法第六十一条第一項の政令で定める業務は、次のとおりとする。
- 十 可燃性ガス及び酸素を用いて行なう金属の溶接、溶断又は加熱の業務

—◇—◇—◇—◇—◇—◇—◇—◇—◇—

労働安全衛生規則

(就業制限についての資格)

- 第四十一条** 法第六十一条第一項に規定する業務につくことができる者は、別表第三の上欄に掲げる業務の区分に応じて、それぞれ、同表の下欄に掲げる者とする。

別表第三（第四十一条関係）

業務の区分 業務につくことができる者

業務の区分	業務につくことができる者
令第二十条第十号の業務	一 ガス溶接作業主任者免許を受けた者 二 ガス溶接技能講習を修了した者 三 その他厚生労働大臣が定める者